## ■ 乗揚 ■

## 乗揚事故は、7割超が航行中に発生

乗揚51件は、トン数区分でみると、20トン未満で28件、20~100トン未満で6件、100~200 トン未満で5件などとなっており、乗り揚げたときの航行状態は、航行中が39件、離着岸(桟) 操船中が8件、漂泊・停留中が3件などとなっています。(表4及び図7参照)

表 4 トン数区分別発生状況(平成 23 年~27 年)

トン数区分	件数
20トン未満	28
20~100トン未満	6
100~200トン未満	5
200~500トン未満	2
500~1,600トン未満	4
1,600~3,000トン未満	1
3,000~5,000トン未満	0
5,000~10,000トン未満	3
10,000~30,000トン未満	2
30,000トン以上	0
合計	51

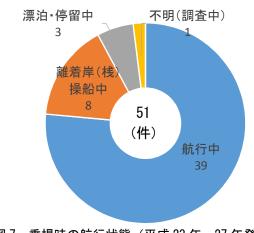


図7 乗揚時の航行状態(平成23年~27年発生)

## 乗揚事故の要因で最も多いのは、針路選定に関するもの

乗揚50件(調査中1件を除く)の要因は、 「針路選定に関するもの」が14件、「操船方 法によるもの」が9件、「船位の確認方法に よるもの」が6件などとなっています。(図 8 参照)

「針路選定に関するもの」14件には、「遅 れを取り戻そうとした」、「水深に余裕がある と思い込んだ」ことなどを理由として安全が 十分に確認されていない中で浅瀬等の方向 に向けて航行し、乗り揚げたものでした。

「操船方法によるもの」9 件には、「GPS プ ロッターの表示がふだん使ったことのない ヘッドアップに設定されており、針路を変更

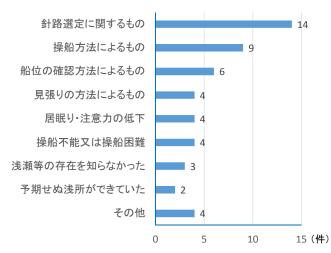


図8 要因別発生件数(平成23年~27年)

した際に地図が回転し、パニック状態になった」、「十分に減速せずに浅瀬を回避しようとして 旋回径が大きくなった」などがありました。

「船位の確認方法によるもの」6件には、「視界が悪い中、目視で航行した」、「増速中で機関 の回転計を見ていた」などにより、レーダーや GPS プロッターを確認していない状況でした。

まとめ(乗揚事故の防止)

# 通常の経路から外れることは、乗揚事故のリスクが高まります。 航海計器を活用し、船位の確認を確実に実施しましょう!

- 安全確認が取れていない海域への経路変更は避けること
- ・慣れた海域でも、経験に頼り過ぎず、レーダーやGPS プロッターを活用すること
- GPS プロッター等の航海計器の操作に習熟しておくこと
- 付近に浅所がある海域では、操船に集中し、周囲の見張りを適切に行うこと

## フェリーが港外の漁船群を避けたところ、浅瀬に乗り揚げて車両甲板に浸水

概要:本船は、船長及び甲板手ほか19人が乗り組み、旅客43人を乗せ、A港東方沖を東進 中、浅瀬に乗り揚げた。

損傷:船体 右舷船底部に破口、凹損等 積載車両 濡損等

### 本船(フェリー)

総トン数:11,523トン

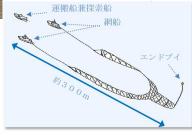
 $L \times B \times D : 166.0 \text{m} \times 25.0 \text{m} \times 13.6 \text{m}$ 

積載車両:188台



本 船

天気:晴れ 視界:良好 風向:南南東 風速:約5m/s



2 そうシラス船びき網漁船 (バッチ)

#### 11:20 ごろ

船長は、A港バースに着岸中、レーダーで港外に多数の船 舶の映像を認め、入港時に見たバッチの操業状況に変化が ないことを確認した

#### 11:56 ごろ

船長は、離岸後、A港港界に差し掛かった ところで前方に漁船群を認め、ふだん同 様、漁船群の中を航行することとした

船長は、昼食時間が近かったので、当直の 三等航海士を食事に行かせ、甲板手と2 人で船橋当直に当たった

#### 11:58 ごろ

船長は、前路に3組のバッチを確認し、1 組目のバッチのエンドブイの後方を通過 した後に2組目のバッチと3組目のバッ チの間を航行しようとした

### 11:59 ごろ

船長は、1組目のバッチ後方を通過するた めに約 090°の針路とした後、2 組目と3 組目のバッチとの間が狭くなったので、 その間を航行することを断念した

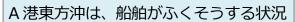
船長は、本船が 2 組目のバッチの前方を 通過した後、3 組目のバッチに接近し、そ の東側にもバッチ等が存在していたの で、3組目のバッチを回避しようと思った

## 12:03 ごろ

船長は、左舵約7°を取るよう指示し、双眼 鏡で 3 組目のバッチのエンドブイ等の動 向を確認することに注意を向けた

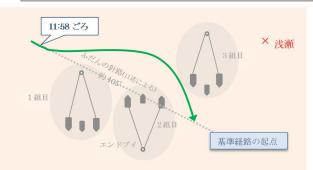
## 12:05 ごろ

本船は、船長が甲板手に舵を中央に戻すよ う指示した直後、浅瀬に乗り揚げた

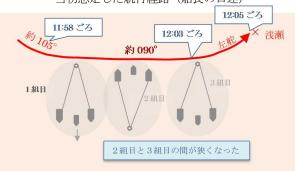




船長は、これまで航海士がいない状態で 漁船群を回避できていた



当初想定した航行経路(船長の口述)



その後の航行経路(船長の口述)

船長は、船位の確認を行っていなかった ことから、浅瀬に向かって航行している ことに気付かなかった



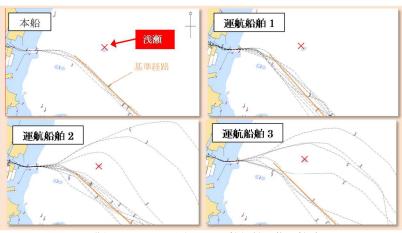
甲板手は、浅瀬に近づいていると思った が、船位の確認については航海士の職務 と思っていたので、知らせなかった

### 安全管理の状況

運航管理者は、運航船舶から A 港沖のバッチの状況に応じて大 きく迂回することがあるとの情 報を得ていたが、この情報を各 船で共有していなかった

運航管理者が、余裕をもって漁 船群のいない方向に進路を向け ることなどを周知していれば、 船長が漁船群を迂回する等の必 要な措置を講じた可能性がある

<安全管理マニュアルの記載> 船舶のふくそうする海域を航行又は航 行が予想されるとき、必要に応じて航 海士や見張り員を増員すること



A港付近における本船ほか運航船舶3隻の航跡

船長が、船舶のふくそうしている海域において、 三等航海士 (当直) を降橋させ、一人で操船指揮、 見張り等を行わなければならない状況になった ことは、本事故の発生に関与した可能性がある

#### 浸水の状況



海水の浸水経路

本船は、車両積載区画に通じる水密すべり戸2か 所を閉鎖していなかったことから、船底の破口か ら No.8 ボイドスペースを経由して F 甲板の車両 積載区画に浸水し、乗用車が濡損した

安全統括管理者、運航管理者、船長及び甲板部乗 組員は、水密すべり戸は緊急時に閉鎖するものと 思っており、本船は、水密すべり戸2か所が常時 開放されていた

船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)

(水密の保持)

第3条の7 船長は、次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守する よう監督しなければならない。

甲板間における貨物倉を区画する水密隔壁に取り付けた水密戸及び甲板間における貨物倉を区画する 甲板に取り付けたランプは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

#### 再発防止に向けて(事故防止策)

- ・航海計器等を活用した船位の確認を徹底すること
- ・安全管理規程の船長指揮海域における規定及び安全管理マニュアルの船舶のふくそうす る海域における要員配置に関する規定の実施を徹底すること
- 出港前に水密区画の水密すべり戸を閉鎖すること
- ・旅客船事業者は、運航船舶の乗組員に対し、同型船の操船方法等を参考にふくそう状況 に応じた安全な操船方法及び直前の避航操船にならないような避航方法を周知すること
- ・旅客船事業者は、運航船舶の乗組員に対し、実務におけるBRM 🐹 の実施状況を評価し、 必要に応じて船橋当直者相互の情報共有を図る等の指導をすること
- ※5 「BRM(Bridge Resource Management)」とは、船舶の安全運航のため、乗組員、設備、情報等、船橋(ブリッジ)にお いて利用可能なあらゆる資源(リソース)を有効に活用(マネージメント)することをいう。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 27(2015)年9月17日公表) http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-10-1\_2014tk0013.pdf

## 小型旅客船が GPS プロッターの航跡から逸脱して乗り揚げ、旅客 14 人が負傷

概要:本船は、船長及び甲板員 2 人が乗り組み、旅客 45 人を乗せ、 A 海岸沖を航行中、暗岩に乗り揚げ、旅客 14 人が負傷(肋軟骨損傷、腰部打撲、頸椎捻挫等)した。

損傷:船体 プロペラ及びシューピース部骨材に曲損など

## 本船(旅客船)

総トン数:19トン

 $L \times B \times D : 16.35m \times 4.48m \times 2.12m$ 

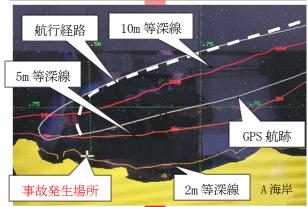
### 11:25 ごろ

本船は、A海岸付近の遊覧に向けて出港

本船は、 甲板員が操船を行い、約16ノット(kn)の速力で手動操舵により航行した

本船は、早めに左舵を取って機関を中立とし、約2~3knの前進情力で左回頭を開始し、GPSに記録された航跡(GPS 航跡)よりも陸岸寄りを航行した

船長は、左回頭する時機がいつもより早く、A海岸に近寄っていると感じたが、進路の修正を指示しなかった



11:47 ごろ

本船は、ほぼ反転した場所で行きあしを止めた後、機関を前進にかけ、速力約 5kn となったとき、水深約 1mの暗岩に乗り揚げた



本 船

天気:晴れ

風向:南西

風速:約4~5m/s

視界:良好 波高:約0.5m

船長は、操船に慣れさせようと思い、甲 板員に操船を行わせていた

甲板員は、操船に慣れておらず、GPS 航跡との位置関係を見ながら船位の確認を行うなどの余裕がない状況であった

船長は、甲板員が操船に意識を集中しているところで余り口うるさいことを言わない方がよいと思い、また、付近に存在する浅瀬、岩礁等の正確な位置を把握していなかった

会社は、運航基準図に浅瀬、岩礁等の航行の障害となるものの位置などを明記していなかった上に、船長に対し、運航基準で定められた航行経路の遵守を求めていなかった

#### 運航基準図に記載すべき事項 (運航基準)

- ○航行経路(針路、変針点等)
- ○航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航 行の障害となるものの位置 など

再発防止に向けて(事故防止策)

- ・安全統括管理者は、<mark>関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底</mark>するとともに、 乗組員に対し、運航基準を周知するなど安全管理規程の遵守を確実にすること
- ・船長は、浅礁の近くなど乗り揚げる危険のある場所を航行する場合、自ら操船を行うこと
- ・船長は、運航基準で定められた航行経路に従って運航し、GPS プロッター画面により船位 の確認を十分に行うこと

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 27(2015)年3月26日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-4-2\_2015tk0001.pdf

